

## 9.2. 長野県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第10条第1項の規定に基づき、令和2年1月15日に環境保全の見地からの長野県知事の意見が提出されました。方法書についての長野県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表9-2に示すとおりです。

表9-2(1) 方法書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般	1	対象事業実施区域及びその周辺は、豊かな自然資源と清浄な水や大気に恵まれた地域であることから、環境影響評価の実施に当たっては、現況を的確に把握した上で、その状況をできる限り悪化させないという観点から調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講じること。	環境影響評価の実施にあたっては、現況を的確に把握した上で、予測及び評価を行いました。また、評価にあたっては、基準または目標との整合に係る評価とともに、現況をできる限り悪化させないという観点を踏まえ、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置を検討しました。
	2	今後決定する具体的なルートやトンネル、高架等の道路構造（以下「道路構造」という。）を踏まえて、調査、予測及び評価の手法の妥当性を検討する必要があるため、詳細な平面縦横断線形が明らかになった時点で県に報告し、調査、予測及び評価の地点や方法について助言を受けること。	準備書作成前の詳細な平面縦断線形が明らかになった令和5年10月に長野県環境影響評価技術委員会に報告し、委員会において得られた助言を踏まえ、都市計画原案の具体的なルート、道路構造等を基に、適切に調査、予測及び評価を行いました。
	3	調査、予測及び評価の項目は、可能性があるルートや道路構造を踏まえて、想定される全ての環境要素・影響要因を網羅できるように選定すること。また、調査及び予測の地点、時期等については、土地利用、風土等を踏まえて適切に設定すること。	調査、予測及び評価の項目は、現時点で想定される環境要素・影響要因を踏まえて選定しました。選定していない項目の中で、選定した項目に内容が含まれているものについては、その項目において評価を行っております。また、調査及び予測の地点、時期等については、土地利用、風土等を踏まえて適切に設定しました。
	4	環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に当たっては、画一的な対応を避け、環境影響評価項目ごとに事業特性及び農畜産業を含めた地域特性を考慮して、適切に予測評価すること。	準備書の作成に当たっては、画一的な対応を避け、環境影響評価項目ごとに地域特性を考慮して、適切に予測評価を行いました。

表9-2(2) 方法書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般	5	環境影響評価方法書で選定した環境影響評価項目だけでなく、これに含まれされている工事内容に応じて選定される環境要素・影響要因についても、準備書において明示し、それぞれに対して調査、予測及び評価並びに環境保全措置の内容を記載すること。また、ルートや道路構造の検討の経緯及び内容について、丁寧に記載すること。	準備書では、環境影響評価方法書で選定した環境影響評価項目だけでなく、これに含まれられている工事内容に応じて選定される環境要素・影響要因についても備考欄に明示し、それぞれに対して調査、予測及び評価並びに環境保全措置の内容を記載しました。また、ルートや道路構造の検討の経過及び内容について、「3.4.3. 方法書以降準備書までの経緯」に記載しました。
	6	環境影響評価の実施に当たっては、住民や関係町村から寄せられた意見等に十分配慮するとともに、積極的な情報公開に努めること。	環境影響評価は、住民や関係町村から寄せられた意見等に配慮して実施しました。また、予測及び評価の結果等については、できる限り具体的な情報をホームページに掲載する等、住民等が取得しやすい方法により、積極的な情報公開に努めます。
事業計画	7	ルートや道路構造の選定に当たっては、貴重な自然環境や優れた農地、教育研究施設への影響を極力回避できるように検討すること。	ルートや道路構造の選定に当たっては、道路構造の配慮により、貴重な自然環境や優れた農地、野辺山宇宙電波観測所、野辺山ステーション、筑波大学八ヶ岳演習林といった教育研究施設への影響を極力回避できるよう検討しました。
騒音、振動、低周波音	8	発破工事の実施、橋梁の設置等の可能性がある場合は、これらによる騒音、振動又は低周波音の影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、騒音、振動及び低周波音の影響を受ける対象として、家畜その他の動物も含めて検討すること。	トンネル工事における発破に伴う影響については、事業実施段階で適切な火薬量による発破工法の採用や、防音扉の設置等により環境保全措置を検討し、影響の低減に努めます。 橋梁を設置予定の箇所の低周波音の影響については、供用後の自動車の走行の項目において、適切に調査、予測及び評価を行いました。 騒音及び振動については、橋梁を設置予定の箇所を含めて、工事中の建設機械の稼働及び供用後の自動車の走行の項目において、適切に調査、予測及び評価を行いました。 家畜その他の動物については、牧場等の位置する野辺山高原は道路構造の配慮により騒音等による影響は少ないものと考えられ、環境基準や要請限度等に適合するものと考えられます。 なお、供用開始後において著しい影響の発生が見られる場合は、環境に及ぼす影響について関係機関の協力のもとに調査を実施し、適切な措置を検討するよう事業予定者に伝えます。

表 9-2 (3) 方法書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
水質	9	融雪剤や凍結防止剤を使用することについて、流出による表流水質・地下水質への影響を適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの飛散により植物の生育や動物の行動に及ぼす影響の可能性についても、適切に検討すること。	道路への凍結防止剤の散布については、現時点において周辺環境への影響に関する研究が少なく、現在の知見において影響の予測、評価が困難であるため、事業実施段階において、各種研究機関からの情報を基に、専門家の助言を参考に影響の予測・評価が可能であるか検討するよう事業予定者に伝えます。
水象	10	道路建設によりその水位に影響が及ぶ可能性がある湧水、湿原等は、生態系や利水にも関わり非常に重要なため、湧水や湿地の詳細な分布及び水利用の実態を調査すること。また、地下水位及び湿地、松原湖等の水位について早期に調査を開始し、変動の有無を確認するために十分な調査期間を設定すること。	湧水については、分布や水道水源としての利用を調査し、準備書に記載しました。湿原等については、植物（植生）や生態系の項目において、湿地性の植物群落等の分布状況について調査し、準備書に記載しました。松原湖等への水位への影響について、二次元浸透流解析による定量的な予測について必要なデータとして、周辺河川や地下水位について1年間以上の調査を実施し、影響の程度について評価を行いました。
地形・地質	11	地形・地質は、地下水など他の項目の予測における基礎的な情報となる環境要素であることを踏まえ、環境影響評価項目に選定し、関連する項目と合わせて適切に調査を行うこと。	地形・地質は、関連する地下水の項目において、ボーリングによる地質調査の結果を整理し、予測及び評価に活用しました。
	12	住民の安心の観点から、対象事業実施区域及びその周辺の災害履歴、活断層の状況等を整理し、準備書において事業計画地域の災害耐性について記載すること。	対象事業実施区域及びその周辺の土砂災害警戒区域等、急傾斜地崩壊危険区域、災害履歴、断層の有無等を整理し、地形及び地質の予測結果において、事業実施段階で、十分に配慮して検討することを記載しています。
	13	大月川泥流堆積物については、地形・地質分野のみならず、生態系、水象、景観等の他分野との関連性にも十分配慮した調査、予測及び評価が重要である。また、大月川泥流堆積物は学術的にも貴重な対象であり、広い視野から当該地域の地形と地質の価値を踏まえて、適切な保全策を検討すること。	大月川泥流堆積物については、想定される道路構造を踏まえた予測及び評価を行いました。また、地下水の生態系等の調査においても大月川泥流堆積物の分布範囲を含む調査地点を設定し、調査、予測及び評価を行いました。なお、大月川泥流堆積物の区間はトンネル構造となるため、地形的な改変は生じないと考えますが、事業実施段階において、適切な保全策を検討するよう事業予定者に伝えます。

表 9-2 (4) 方法書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
植物、動物、生態系	14	植物、動物及び生態系の調査、予測並びに評価に当たっては、既存の調査報告書の内容や研究成果等を反映させ、その手法を選定すること。また、地域の有識者等から聞き取りを行うなど、情報収集に努め、きめ細やかな調査を行うこと。	植物、動物及び生態系の調査、予測並びに評価に当たっては、筑波大演習林における研究実績を確認するとともに、地域の有識者へのヒアリングを実施する等、きめ細やかな調査に努めました。
	15	動物に対する影響要因として自動車の走行を選定し、動物の道路上への侵入について調査を行うとともに、影響低減のための有効な対策を講じること。	動物に対する影響要因として道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在において自動車の走行に関する評価をしています。なお、動物の道路上への侵入については、動物の移動経路の調査を行いました。また、対策として、道路構造の配慮により連続性を確保する計画としており、道路（地表式・嵩上式・地下式）の存在の項目において、これらの動物の移動経路を考慮して予測及び評価を行いました。
	16	切土工等又は既存の工作物の除去及び水底の掘削では、動物、植物及び生態系に対して影響を及ぼす可能性が高いため、影響要因としてこれらを選定すること。	切土工等又は既存の工作物の除去及び水底の掘削を含む工事中の動物、植物及び生態系に対しての影響については、工事施工ヤードの設置や工事用道路等の設置の項目において、工事実施による生息・生育環境の直接改変や濁水の発生等の生息・生育環境への間接的な影響を踏まえて、予測及び調査を行いました。
	17	対象事業実施区域及びその周辺には貴重な動植物の生息・生育場所が存在することから、ルートや工法の決定前に、これらの変更の検討も含めて適正な配慮をすること。なお、調査に当たっては、必要により専門家の助言を受けるなどして、対象種に合わせた適切な時期及び手法を設定すること。	ルート及び工法の決定前に、貴重な動植物の生息・生育について適正に配慮するよう事業予定者に伝えます。なお、調査に当たっては専門家の助言を踏まえて、当該地域に生息・生育する種の確認に適した時期及び手法を設定しました。

表 9-2 (5) 方法書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
景観、人と自然との触れ合い活動の場	18	対象事業実施区域及びその周辺は、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、八ヶ岳、松原湖等多くの住民等に親しまれている景観資源が存在する地域であることから、現地踏査やヒアリング等の結果も踏まえ、景観への影響について、適切に調査、予測及び評価の地点を選定すること。また、景観と人と自然との触れ合い活動の場として考慮すべき事項が重なっているため、これらの環境要素について、関連した調査、予測及び評価を行うこと。	景観への影響については、現地調査や関係者等へのヒアリング結果を踏まえ、適切に調査、予測及び評価の地点を選定しました。また、景観と人と自然との触れ合い活動の場については、関連した調査、予測及び評価を行いました。
	19	対象事業実施区域及びその周辺においては、地域の自然環境を基に成り立つ牧場で自然との触れ合い活動が行われているため、牧場を主要な人と自然との触れ合い活動の場として位置付け、調査、予測及び評価の地点への追加を検討するとともに、影響を回避又は低減するよう努めること。	対象事業実施区域及びその周辺の牧場を人と自然との触れ合い活動の場として調査、予測及び評価を実施しました。また、牧場への影響をできる限り回避したルート及び道路構造の計画とともに、実行可能な範囲内で環境影響できる限り回避又は低減する環境保全措置の検討を行いました。
	20	対象事業実施区域及びその周辺は、星空観察が盛んな地域であるため、その活動の状況を詳細に把握し、事業の実施が星空観察等の地域の光環境へ与える影響について適切に検討するとともに、影響を回避又は低減するよう努めること。	事業の実施が星空観察等の光環境へ与える影響について適切に検討するとともに、影響を出来る限り回避したルート及び道路構造に配慮しました。また、「光害ガイドライン（令和3年3月改訂版）」等を踏まえて、適切な環境保全措置を講じることにより、事業実施段階において、影響を回避又は低減するよう事業予定者に伝えます。
廃棄物等	21	建設副産物について、発生量を把握し、有効利用についても検討を行うとともに、利用が想定される中間処理施設の処理能力も踏まえて処分量を予測評価し、適切な処理又は活用を図ること。	建設副産物について、利用が想定される中間処理施設の処理能力も含めて予測及び評価を行い、その発生量に応じて、適切な処理又は活用を図るよう事業予定者に伝えます。